

北海道登別洞爺広域観光圏協議会規約

平成21年12月21日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、北海道登別洞爺広域観光圏協議会（以下「協議会」という。）

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を北海道登別市登別温泉町60番地（登別市観光経済部観光室）に置く。

(目的)

第3条 協議会は、観光地相互間の連携によって観光圏を形成し、その観光の魅力の増進により国際競争力を高め、内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進することを目的とする。

(業務)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 観光圏整備計画の策定に関する業務
- (2) 観光圏整備実施計画に関する業務
- (3) 観光圏整備事業費補助事業に関する業務
- (4) その他協議会が定める業務

第2章 構成員等

(協議会の構成員)

第5条 協議会の委員は、別表に掲げるものをもって組織する。

(届出)

第6条 構成員は、その氏名及び住所（構成員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届けなければならない。

第3章 運営等

(協議会の運営)

第7条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選による。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 協議会は、原則として公開とする。
- 7 協議会の事務局は、登別市観光経済部観光室において処理する。

(幹事会)

第8条 協議会は、業務その他協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、第5条に定める構成員その他協議会が必要と認めた者を委員とすることができる。
- 3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。
- 4 幹事会は、必要に応じて、事務局が召集する。

第4章 総会

(総会の種別)

第9条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席委員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(総会の議決方法等)

第10条 総会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員は、総会において、各1個の議決権を有する。

(協議結果の取扱い)

第11条 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(議事録)

第12条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 委員の現在数、当該総会に出席した委員数、当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した委員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 業務計画

(業務計画)

第13条 協議会の業務計画は、会長が作成し、業務開始前に総会の議決を得なければならない。

- 2 前項の業務計画を変更しようとする場合についても、同様とする。

第6章 会計

(事業年度)

第14条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資金)

第15条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国土交通省の補助金(観光圏整備事業費補助金)
- (2) 市町からの交付金又は補助金若しくは負担金等
- (3) その他の収入

(資金の取扱い)

第 16 条 協議会の資金の取扱方法は、別途会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第 17 条 協議会の事務に要する経費は、第 15 条の資金をもって充てる。

(収支予算)

第 18 条 協議会の収支予算は、事務局が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

第 7 章 代表者

(代表者)

第 19 条 総会の決定に基づき観光圏整備費補助事業の業務を執行するために代表者を置く。

2 協議会の代表者は、次に掲げるものとし、観光圏整備事業費補助事業の代表者とする。
社団法人登別観光協会長

3 協議会の代表者は、補助事業にかかる第 15 条の資金の受入、契約及び支出等の事務を行うものとする。

(監査等)

第 20 条 事務局は、毎事業年度終了後、観光圏整備事業費補助事業の代表者に対し、当該補助事業に関する監査を実施しなければならない。

2 事務局は、監査終了後において、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

第 8 章 雑則

(細則)

第 21 条 観光圏整備事業費補助金交付要綱その他この規約に定めるものの他、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 21 年 12 月 21 日から施行する。

2 協議会設立年度の事業年度は、第 14 条の規定にかかわらず、協議会設立の日から次の 3 月 31 日までとする。

別表（第5条関係）

協議会の構成員

地方公共団体	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町
観光協会	社団法人室蘭観光協会、社団法人登別観光協会、伊達市観光連盟、NPO法人豊浦観光ネットワーク、社団法人洞爺湖温泉観光協会、NPO法人そうべつ観光協会、社団法人白老観光協会
観光関連団体	日本航空(株)、全日本空輸(株)、北海道旅客鉄道(株)、道南バス(株)、北海道地区レンタカー協会連合会
農業団体	伊達市農業協同組合、とうや湖農業協同組合
漁業団体	室蘭漁業協同組合、いぶり噴火湾漁業協同組合、いぶり中央漁業協同組合
その他	協議会が必要と認めるもの